

令和2年第2回

# 高森町議会 6月定例会議録

令和2年6月22日開会

高森町議会

6月22日（月）  
（第1日）

## 令和2年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和2年6月22日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般の報告  |
| 日程第 4 | 決議第 1号 地方再生特別委員会の設置に関する決議について                        |
| 日程第 5 | 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度高森町一般会計補正予算第8号）        |
| 日程第 6 | 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号）  |
| 日程第 7 | 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号） |
| 日程第 8 | 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号）    |
| 日程第 9 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（高森町税条例等の一部改正）               |
| 日程第10 | 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（高森町国民健康保険税条例の一部改正）          |
| 日程第11 | 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）      |
| 日程第12 | 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第1号）  |
| 日程第13 | 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高森町一般会計補正予算第1号）        |
| 日程第14 | 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高森町一般会計補正予算第2号）        |
| 日程第15 | 同意第 4号 高森町固定資産評価員の選任について                             |
| 日程第16 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 日程第17 | 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                   |
| 日程第18 | 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について                          |
| 日程第19 | 議案第34号 熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について        |
| 日程第20 | 議案第35号 高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例について |
| 日程第21 | 議案第36号 高森温泉館条例を廃止する等の条例について                          |
| 日程第22 | 議案第37号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について                         |
| 日程第23 | 議案第38号 高森町租税特別措置条例の一部改正について                          |
| 日程第24 | 議案第39号 高森町国民健康保険条例の一部改正について                          |
| 日程第25 | 議案第40号 高森町介護保険条例の一部改正について                            |
| 日程第26 | 議案第41号 高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正について              |

- 日程第 2 7 議案第 4 2 号 高森町税条例の一部改正について  
 日程第 2 8 議案第 4 3 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について  
 日程第 2 9 議案第 4 4 号 令和 2 年度高森町一般会計補正予算について  
 日程第 3 0 議案第 4 5 号 令和 2 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について  
 日程第 3 1 議案第 4 6 号 令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について  
 日程第 3 2 議案第 4 7 号 令和 2 年度高森町介護保険特別会計補正予算について  
 日程第 3 3 議案第 4 8 号 令和 2 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第 3 4 議案第 4 9 号 令和 2 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について  
 日程第 3 5 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 後 藤 巖 君   | 2 番  | 津 留 智 幸 君 |
| 3 番 | 後 藤 清 治 君 | 4 番  | 牛 嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後 藤 三 治 君 | 6 番  | 芹 口 誓 彰 君 |
| 7 番 | 立 山 広 滋 君 | 8 番  | 本 田 生 一 君 |
| 9 番 | 田 上 更 生 君 | 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

- |             |         |                |          |
|-------------|---------|----------------|----------|
| 町 長         | 草村 大成 君 | 副 町 長          | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長       | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長        | 東 幸祐 君   |
| 生活環境課長      | 後藤 健一 君 | 会 計 課 長        | 田上 浩尚 君  |
| 健康推進課長      | 岩下 雅広 君 | 住 民 福 祉 課 長    | 岩下 徹 君   |
| 建設課長        | 荒牧 久 君  | 農 林 政 策 課 長    | 後藤 一寛 君  |
| 税 務 課 長     | 古澤 要介 君 | 政策推進課兼TPC事務局長  | 今吉 輝子 さん |
| 教育委員会事務局長   | 馬原 恵介 君 | 総務課財政係長        | 木村 允哉 君  |
| 総務課総務係長     | 芹口 孝直 君 | 建設課審議員         | 高崎 康誌 君  |
| 税 務 課 審 議 員 | 渡邊 成治 君 | 健康推進課兼政策推進課審議員 | 佐藤 武文 君  |
| 教育委員会審議員    | 古庄 泰則 君 |                |          |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名 (2名)

- |             |         |               |            |
|-------------|---------|---------------|------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 村嶋 立章 君 | 議 会 事 務 局 主 査 | 衛 藤 千 佳 さん |
|-------------|---------|---------------|------------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)おはようございます。会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長(草村大成君)おはようございます。本日、令和2年高森町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中御参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに町民の皆様におかれましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにさまざまな対策に御協力をいただいておりますことに、改めましてお礼と感謝を申し上げます。世界的に拡大を続けている新型コロナウイルス感染症に対しましては、日本各県そうでございますが、本県熊本県でも緊急事態宣言が5月14日に解除されたところでございます。その間御承知のように、インバウンドを全て断ちました。そしてイベントの自粛というところ、当然子供たちの学校の休校はもちろん、各民間の事業所様に対して休業要請や各自治体からの協力依頼、3密を避ける取り組みが全国的に展開されているところでございます。しかしながらコロナ感染症の終息が見込めない現状では、感染予防しつつ経済対策を同時にやっていかなければいけないというところに変化しているところでございます。議会におかれましても、コロナ対策に御理解をいただき、緊急に専決予算で対応させていただいておりますことに改めてお礼を申し上げたいというふうに思います。

今後も高森町といたしましては、熊本県や国に必要な施策を強く要望し、先行きがなかなか見えない状況の中で経済的な不安を強いられている住民の皆様、もちろん民間の事業所の皆様に寄り添った支援ができるように、要望そして取り組みをしまいたいというふうに思っております。

またこれは大変うれしいことでございますが、御承知のようにインフラ復旧が終わります。熊本地震から4年です。まずはJR豊肥線が8月中に、8月8日という発表がっておりますが、元に戻るといふこと、そして北回りルート、大津から阿蘇市へのこのトンネルが10月と、そして57号線も同時にその後に復旧が戻るといふことでございます。阿蘇大橋に関しましても、年

度末までには開通する運びになっております。特に国道57号線阿蘇大橋は高森町民にとって大きく関わってくるところでございますが、私たちが約4年前以上から要望いたしております、特に熊本地震後強く要望いたしました国道57号線の4車線化及びなかなか進まなかったところに関してもほぼパーフェクトに進んでいっているのではないかというふうに考えております。そしてこれから阿蘇地域全般が復旧そして復興に向かっていくことになるのではないかなというふうに考えているところでございます。今後とも議員の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

さて本日の定例会に御提案いたします案件は、専決処分の承認、条例の改正、補正予算など合わせて合計で30件でございます。補正予算では新型コロナ対策に関するものをかなり含んでおりますので、よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長(後藤三治君)どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(後藤三治君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番 田上更生君、10番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長(後藤三治君)日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は5月11日に行われました議会運営委員会において、本日から26

日までの5日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から26日までの5日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長(後藤三治君)日程第3、諸般の報告を議題とします。

3月定例会に行われた諸般の報告を委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会としての報告を議長が行います。

4月27日に阿蘇市町村議長会が開催され、今年度の事業計画については新型コロナウイルスの影響により、全行事を白紙にすることに決定しました。その他諸般の会議についても、同様に中止及び書面決議を行ったところであります。

以上で議会としての諸般の報告といたします。

次に、議会運営委員会の報告をお願いいたします。

議会運営委員長 芹口誓彰君。

○議会運営委員長(芹口誓彰君)おはようございます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告いたします。

5月11日委員会を開催し、令和2年第2回定例会の日程について協議し、6月22日から6月26日までの5日間の会期とし、23日に一般質問、24日に各常任委員会、25日に特別委員会を開催することにしました。また、昨今の重要課題である新型コロナウイルスの感染防止対策及び経済対策に適格、適切かつスピーディーに対応していく必要があるとして、地方再生特別委員会を設置することを決定しました。一般質問の通告期限は6月16日正午までとすることとしました。6月5日に2回目の委員会を開催し、一般質問の通告期限を当初の6月16日の正午までから、1日繰り上げ6月15日の午後5時に変更しました。

次に地方再生特別委員会規程の内容審議を行うとともに、委員の人員は5名とし、総務文教常任委員会より3名、産業厚生常任委員会より2名選出することにしました。また

執行部の議会出席者については、時節柄密接を避けるため、町長、副町長、教育長ほか説明及び答弁に必要な職員とすることとしました。6月16日に3回目の委員会を開催し、議案の取り扱い、一般質問の通告内容の確認を行うとともに、一般質問の質問順につきましては、議会運営基準に基づき、通告順によって1番 牛嶋津世志議員、2番 後藤巖議員に決定しました。さらに、6月23日に全員協議会を開催することを決定し、全員協議会も密接を避けるため、開催場所は当議場とすることにしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動報告といたします。

○議長(後藤三治君)次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。

産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長(佐伯金也君)おはようございます。

コロナ関係で臨時会等も開かれなかったせいで、久しぶりに管理職の皆さんたちとそろって顔合わせております。少々緊張しておりますから、短く御報告をしたいと思います。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。3月議会以降、4月10日午後3時から委員会室におきまして所管の4課の皆さんたちにお集まりをいただきまして、報告をしていただきました。内容につきましては4月1日付、先ほど各管理職の皆さんたちが自己紹介されましたけれども、自己紹介と昨年1年間それぞれやってきたこと、今後やっていこうすることについての確認作業を行わせていただきました。

5月につきましては、新型コロナの関係で委員会の開催を控えさせていただきました。

6月9日に午前10時から産業厚生常任委員会を開催しました。令和元年度から関係課それぞれ繰越事業または事業等を行っているもの、また令和2年度になり新たに事業を行っているものについて、それぞれ説明を聞きました。住民福祉課につきましては、新型コロナ対策で定額給付金を給付する作業を県内で特に目立つような感じでドライブスルーをやっていただきました。そのおかげで、6月9日現在で定額給付金の振込件数98.9%、熊本県内で1番の進捗率でございます。まだ数件申請をされていない方がいらっしゃいますけれども、今後住民福祉課のほうからそれぞれ啓発をしていただいて振り込みが終了するように、ただ拒否をされておるところもいらっしゃいますから、高森町としては100%には恐らくならないだろ



うと。しかしながら、進捗率についてはいきなり一位を県内でとっております。これがいいとはいえないんですけども、ただ、やっぱり皆さん方が喜んでいただいたことは事実であるということで評価をいたしました。

そのほか健康推進課においては、後ほど提案のときにも課長のほうから報告がありますが、住民健診等の報告がございました。去年は54%ということで若干なりと一昨年よりも受診率が伸びております。それと、人工透析をされる方も増えておると。その方が1名増えると診療報酬費が500万増える。また、心臓疾患等において手術をすればまた400万ほどかかるという内容の説明を受けました。そういうふう高齢化が進む中において、それぞれの皆さんたちが健康問題に注意をされ早期発見をされることで、このような高額な診療報酬費の減収、減額ということが出来ればなというようなことを健康推進課とは話をさせていただきました。

また建設課においては、6月になり、たまたま上色見地区において簡易水道の水路が途絶えるというトラブルが発生をいたしました。そのトラブルの原因について、課長のほうから説明を受けました。現在前原地区のほうにポーリングをして実際水は出る状況になっておりますけれども、まだ保健所等の簡易水道に対する検査、水質検査、安全検査等が済んでおりません。なるべく急いでその作業を終わらせていただいて、今後上色見地区の水の不足、そういうふうな諸問題については解決できるように、そういうお話をさせていただきました。あと、昨年議会での要するに各地区を回っての議会報告会で出されておたそれぞれの住民からの懸案事項について、新年度になりどのように計画をされているのか、それについても真摯にそのときの現地指導、現地での報告、現地で話したことについては、消化をしていただきたいとその旨をお伝えさせていただいております。

その次に農林政策課でございますが、農林政策につきましてはコロナ対策でそれぞれの事業者の方たちが大変苦しい目に遭っております。そういう中において、今後農業者の皆さんたちが安心して農業ができるように、高森町にとっては農業は第一次基幹産業でございます。そういうわけで、農業についてはより一層の充実、またはいろいろな仕事ができるように、また計画を立てていただきたいとその旨お話しをさせていただきました。それから先につきましては今回の定例議会後に、定例議会中に、または、常任委員会で話し合いをしたいと思

いますけれども、6月9日の産業厚生常任委員会での閉会中の委員会におきましては、その旨それぞれの委員さんたちと意見交換させていただきまして、大変有意義でございましたことを報告させていただきます。

以上で終わります。

○議長(後藤三治君)次に議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。

議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長(牛嶋津世志君)議会広報特別委員長の牛嶋でございます。

今回はコロナのおかげで4月末に発送する予定でございましたが、いろいろ諸般の影響で5月7日に発送いたしました。今回はなかなか思うような広報の活動が出来なかったことが非常に残念でございますが、6月議会におきましては、またいろいろ精査をいたしまして、今後の広報活動に励みたいと思います。

以上、広報活動報告を終わります。

○議長(後藤三治君)次に、監査委員の報告をお願いいたします。

監査委員 立山広滋君。

○監査委員(立山広滋君)おはようございます。7番立山です。

監査委員からの諸般の報告を申し上げます。

4月21日、古庄代表監査委員とともに例月出納調査を行い、令和元年度3月分の収支状況を調書に基づき確認いたしました。5月19日例月出納検査を行い、令和元年度、令和2年度4月分の収支状況を調書に基づき確認いたしました。6月19日、例月出納長検査を行い、令和元年度、令和2年度5月分の収支状況を調書に基づき確認いたしました。いずれも正確な事務処理がなされていたことを御報告し、監査委員からの諸般の報告といたします。

○議長(後藤三治君)以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 決議第1号 地方再生特別委員会の設置に関する決議について

○議長(後藤三治君)日程第4、決議第1号、地方再生特別委員会の設置に関する決議に

ついてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。10番 佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。

地方再生特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由の説明をいたしたいと思っております。

熊本地震から4年が過ぎ、創造的復興をさらに加速させるために、いろいろと各自治体行政ともに動いてまいりました。しかしながら、先ほど町長が話されたとおり、世界的に新型コロナウイルスの渦が各国を巻き込み、当然日本においても例外ではなく、それぞれの自治体において多大な損害、または事業の停滞等をさせております。

その中で今回の議会におきましても30議案ありますが、大半が新型コロナ関係ということで一生懸命対応をしてきております。当然議会も執行部と今までの事業についても全員協議会等を開いて、どのようにやったほうがより成果が上がるかということを協議しながら、新型コロナ対策の事業を展開してまいりました。しかしながら執行部とのすり合わせをする際において、総務課のほうから当然打ち合わせがあるわけなんですけれども、議員全員が集まらなくてはならず、10人全員がそれぞれの事業または仕事等持っておる中で、第一に議会活動をするのは当然ではあります、10名全てを集めるということになるとなかなか時間的なロスも出てまいります。町長が申されるスピード感を持ってタイミングよくいろんな事業に対しての成果を上げるためには、議会もスピード感を持ってタイミングよく対応することがまず第一と考えまして、今回新型コロナ対策を含み、さまざまな国、県からの事業の進捗、それに対応するために、また議会も対応していくために、地方自治法第109条第4項及び高森町議会委員会条例第5条によりまして、地方再生特別委員会の設置を求むものでございます。

皆様方におきましても、今後の活動についての大切な特別委員会でございますので、御理解をいただき御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。

これから決議第1号、地方再生特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに賛同する方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(後藤三治君)起立者全員です。決議第1号、地方再生特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

お諮りします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、委員を議長が指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、次の者を指名します。2番 津留智幸君、4番 牛嶋津世志君、7番 立山広滋君、8番 本田生一君、9番 田上更生君。以上5名を指名します。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。以上5名が地方再生特別委員に決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度高森町一般会計補正予算第8号)

○議長(後藤三治君)日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度高森町一般会計補正予算第8号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長(草村大成君)承認第1号で御報告いたします専決第1号、令和元年度高森町一般

会計補正予算第8号について御説明申し上げます。専決しました内容は3月末に確定しました地方交付税などの最終調整を行うものと地方債の補正などでございまして、歳入歳出それぞれ1,928万5,000円を増額し、最終予算総額を53億5,763万3,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。第2表、地方債補正です。町内の学校施設におけるWi-Fi環境整備の充実、また災害時の災害発電機の設置に係る事業について起債借入額に変更がありましたので、限度額を変更いたしました。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をいたします。12ページをお開きください。第11款地方交付税につきましては、3月末の特別交付税、特交の交付決定により増額しております。15ページをお開きください。第17款財産収入につきましては、高森温泉館の売払に伴い増額しております。第19款繰入金につきましては、3月末の特別交付税の交付決定やそのほかの交付金の増額に伴い、財政調整基金を減額しております。またふるさと応援基金から繰り入れて実施した各種事業についても、事業費の確定に伴い予定していた金額を繰り入れる必要がなくなりましたので、減額をさせていただきました。続きまして、16ページをお開きください。第22款町債につきましては、地方債を借り入れて実施する各事業の事業費確定に伴う減額をいたしております。

続きまして歳出について御説明をいたします。17ページをお開きください。歳出予算につきましては、全体にわたりまして最終的な調整をさせていただきました。なお、説明欄に財源組替とあるものは、補助金や地方債の確定に伴い財源を変更したものとなります。続きまして23ページをお開きください。第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を追加計上いたしました。このうち、財政調整基金、財調につきましては、3,095万円を増額し、最終的に1億400万円程度を積み立てることとなります。また、ふるさと応援基金につきましても、令和元年度に御寄附いただきました約1億5,000万円のふるさと納税の中から、返戻品等に係る事務費を差し引いた分を最終的に7,500万円積み立てることとなりました。以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号)

○議長(後藤三治君)日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、(令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号)を議題とします。提出者の説明を求めます。健康推進課長 岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)専決第2号で専決処分いたしました、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、御説明申し上げます。主なものは、保険給付費等の給付額及び県から交付される交付金が3月末に確定したことによりまして、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算から3,906万5000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億6,979万7,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第6款県

支出金、第1目保険給付費等交付金を3,705万6,000円減額し、第10款繰入金、第4節の出産一時金等繰入金について、出産一時金及び葬祭費の確定に伴い、210万円を減額しております。

次に歳出を説明いたします。9ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費について、診療報酬額の確定により2,353万3,000円の減額をし、続きまして、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費について、440万6,000円の減額をしております。10ページをお開きください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金については、378万円を減額いたしまして、令和元年度では6名の出生に係る一時金支払いとなりました。11ページをごらんください。第6款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費については、任期付職員の時間外手当などの人件費の不用額と、特定健康診査受診者数確定による実施委託料の減額をいたしております。令和元年度の特定健康診査受診者数につきましては、先ほど産業厚生常任委員長から報告がありましたとおり、54.5%の受診率となっております。住民健診を受けられた方で特定健康診査を受診された方は760名おられました。地区別の割合を申し上げますと、高森地区で48.3%、色見上色見を含めまして、20.7%、草部地域で16.4%、野尻地区で14.6%の受診率となっております。ちなみに令和元年度で住民健診を受けられた方の総数は1,388名となっております。最後に13ページをごらんください。最終的に第10款予備費で収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号)

○議長(後藤三治君) 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号)を議題とします。提出者の説明を求めます。健康推進課長 岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君) 専決第3号で専決処分いたしました令和元年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。主なものは、令和元年度後期高齢者医療保険料収入額の確定に伴いまして、広域連合への納付金額が確定したことにより、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算から143万2,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9,726万4,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。歳入予算ですけれども、第1款後期高齢者医療保険料の令和元年度分の保険料が確定したことにより、総額で92万円減額し、第5款諸収入、第1節の保険料還付金、こちらは令和元年度分でございます。51万2,000円を減額しております。

続きまして歳出です。7ページをお開きください。第2款の後期高齢者医療広域連合納付金について、91万7,000円の減額並びに第4款の保険料還付金、こちらは過年度分でご



ございます。51万1,000円減額しております。最終的に第5款予備費にて、収支の調整を行っております。以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって承認第3号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号)

○議長(後藤三治君)日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号)を議題とします。提出者の説明を求めます。健康推進課長 岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)専決第4号で専決処分いたしました、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。主なものは、令和元年度分の介護保険事業費等が確定したことにより、補正予算の議決を経る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算から1万6,000円を減額し、歳入歳

出総額をそれぞれ10億4,768万5,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。まず歳入で6ページをお開きください。第2款使用料及び手数料について、総額1万4,000円を減額し、第8款諸収入において令和元年度で該当ありませんでした第三者納付金等について、総額2,000円を減額しております。

次に歳出を説明いたします。7ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費について、居宅介護等のサービス費確定に伴う不用額について、1,458万円を減額しており、続きまして8ページの第6項特定入所者介護サービス等費については、有料老人ホーム入所者に対するサービス費などについて、160万円を減額しております。次の9ページの第5款地域支援事業費の第13節委託料につきましては、要支援までの認定を受けた方の介護度重症化を予防する事業計画策定に対する委託料を110万円減額しております。また、第6款基金積立金については1,000万円増額し、最終的に10ページの第8款予備費で収支の調整を行っております。基金積立金につきましては、前回の補正第4号で増額の補正をさせていただいたところでしたが、今回の介護保険事業費等の確定に伴う減額で、さらに1,000万円の基金積立を増額することになりました。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて**  
**(高森町税条例等の一部改正)**

○議長(後藤三治君) 日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(高森町税条例等の一部改正)を議題とします。提出者の説明を求めます。税務課長古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君) 承認第5号で御報告いたします、専決処分いたしました高森町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。新旧対照表1ページをごらんください。第24条において、いわゆる未婚のひとり親は寡婦控除、婦人のほうの寡婦控除です。または夫のほうの寡夫控除の対象となっておらず、これについてかねてより未婚のひとり親であっても、経済的に苦しいのは寡婦または寡夫と同じであり、ひとり親の子供の環境は離婚、死別した場合の親の子供の環境と同等であって、過去の婚姻の有無で区別することは不公平であるとの観点から、非課税措置について寡婦を除きひとり親を対象に加えることとされました。

次に、新旧対照表5から6ページをごらんください。第54条4から5項において、固定資産税は固定資産の所有者に課するものでありますが、市町村は相当な努力が払われたと認める方法により探索を行っても、所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、そのものに固定資産税を課することができるものとされました。

次に、新旧対照表、10ページをお開きください。第94条2項において、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、一本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻きたばこの0.7本に関することとされました。

次に新旧対照表16ページをお開きください。附則第8条において、肉用牛の売却による

事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとされております。そのほか元号が変わったことによる改元対応を行っております。以上、主なものを御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いしまして、御説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番佐伯でございます。税法の改正は主に上位法の改正で、それに伴う高森町の税条例の改正でございますけれども、なかなか文言、日本語ってというのは難しいものでありまして、例えば54条第4項中に課するを課することができるに改めとかいうことになってくると、課するものの中で課することができるということは課さない人が出てくるんだなということになるわけですね。そういう人達はどのような場合を言うのかなというふうに単純に考えました。

あと、先ほど固定資産税の件で、一生懸命いろいろと事情があり、行政側のほうで所有者、使用者等を探そうということで探してもなかなかその方たちが見つからない場合において、現在使用されている方を固定資産税の課税対象者にするわけでありましたが、ただそれも分からない場合についてはどうなるのかなと。使用者もいない。所有者の相続者も末端まで探したけれども分からないというところについては、どういうふうな取り扱いになるのかなと。

現在高森町内においてもそういう物件はいくつか見受けております。今町長の旗振りで町内の空き家の解体もやっておりますけれども、出来てないところ、そういうところは固定資産税も恐らくどなたかが払っていらっしゃるか、払っていないところだろうと思うんですが、いない者についてはもういないわけですね。そういうところはどういうふうな今後取り扱いになるのかというのを、分かりやすく教えていただきたいと思います。税法については、非常に解釈が難しいです。ですから、担当職員も大変苦労しておるのは理解できますが、実際こういう場合についてはこうなりますよってというような、簡単な何かそういう説明するものがあれば、していただきたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君) 税務課長、古澤要介君。

○**税務課長(古澤要介君)**まず分からない場合はどうするかという御質問でございますけれども、先ほどあったように、もう努力して探すということになると思います。ある程度詳しく探索していくということになると思います。

それから課するものであると、それから課することができるということでございますけれども、通常は所有者に課するんですけども、使用者に課することができるというのはあくまでも固定資産課税台帳に登録して、使用者をお認めになったということで、初めて課することができるというふうな判断をしております。

○**議長(後藤三治君)**10番、佐伯金也君。

○**10番(佐伯金也君)**10番佐伯です。税法は非常に難しいですね。その中でこういうふうに変更をされてくるわけですが、その社会の情勢に応じて改正されてくるわけなんですけれども、行政側も大変です。このようにして改正されてくることによっていろいろと対応を変えていかなければならないわけですが、今税務課長が言われたとおり、所有者、使用者それぞれ相続者も分からない、連絡もつかないところはどうかという問題がある。ただひたすら探すしかないわけですが、ただそれについてはもう無理は言えないと思います。ただいま言った使用者に課する場合において、固定資産の台帳に登録して固定資産税を払ってくださいと、本人の承諾が得られればそれは出来るわけですが、これが法的に法務省に行って所有権はどうなるかとかあったときに、恐らくその問題は全員の占有者にはならないんだろうなと。所有者にはならないんだろうなと。税金を納めたからその方のものになったと法的にも認められた。もう全てがその人の税金、要するに税金を納めることによって、その人のものにはならないと思うんですが、そのあたりの解釈はまた後ほどとして、やっぱり現在町内においてもかなりそういう数があると思いますが、今後年間で何件ぐらい発生するか、概ねこの税法改正によって仮定として考えておられるのか、これは無理なことだと思いますが、参考のためにお聞かせください。

○**議長(後藤三治君)**税務課長、古澤要介君。自席からお願いします。

○**税務課長(古澤要介君)**自席からお答えいたします。現段階において把握は全く行っておりません。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。失礼しました。副町長、服部信一郎君。

○副町長(服部信一郎君)今10番議員のお尋ねの件ですけれども、今回の改正の影響ということで、少なくとも54条の4項の改正については、これは所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合ということですので、基本的にはあまり生じることが想定されてない事柄だと思います。今回の改正がもともと課するが課することができるということになって、あらかじめ事前に通知しなければならないという改正の件については、先ほど課長が説明したとおりですけれども、この4項の改正については、基本的にはあまり事例はこれまでも生じていないような事例かと思います。以上で補足させていただきます。

○議長(後藤三治君)10番議員、よろしいですか。ほかに質疑ないようでありますので、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長(後藤三治君)休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

**日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて**

**(高森町国民健康保険税条例の一部改正)**

○議長(後藤三治君)日程第10、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(高森町国民健康保険税条例の一部改正)を議題とします。提出者の説明を求めます。税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君)承認第6号で御報告いたします、専決処分いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。国の地方税法の一部改正に伴い改正するものでございます。新旧対照表1ページをお開きください。世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の課税限度61万円から63万円に改正し、また、介護納付金課税額の限度額16万円から17万円に改正され、また、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を18万円から18万5000円に改正され、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げることとされております。以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いしまして、御説明といたします。

○議長(後藤三治君)提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。税法の改正、先ほども申し上げましたとおり非常に数字だけ見ると分かりにくい。納付書が来て、住民の方たちは驚くというふうなことの繰り返しでありますけれども、この改正によりまして、現在国民健康保険税、介護保険料ともに介護保険税も一緒に徴収するわけでございますけれども、最高額については現状から大体今度はいくらに上がってくるということでしょうか。要するに国民健康保険税の最高額。

○議長(後藤三治君)税務課長、古澤要介君。

○**税務課長(古澤要介君)**10番佐伯議員の御質問にお答えいたします。最高限度額は、現在の96万円が99万円に上がるということになります。

○**議長(後藤三治君)**10番、佐伯金也君。

○**10番(佐伯金也君)**佐伯でございます。諸般の健康保険事業、診療報酬、介護保険サービス等の利用度に応じてこれだけ上がってくるわけでありまして、課税につきましては熊本県の健康保険組合のほうでやっていく中で出てくるわけですが、高森町については恐らくまた最高額でい込んだと思うんですが、96万円から99万円増えてくるから今まで8期であったのを10期でするわけなんですけれども、単純に計算して1件当たり最高の方達については、ひと月に約10万円ずつ納付をしなければならない。これ大変ですよ。

しかしながら、医療を安定させる、介護保険を安定させるためにはやむを得ないわけで、人口減少が進んでおる中でありますから、いつかは減少に転ずることもあるだろうと期待はしておりますが、今新型コロナ対策でいろいろと給付金がございます。今回の10万円の給付金についても、それと持続化給付金等もやっております。企業等について個人の事業者についても、100万、200万。200万については主に会社組織ということ、あと個人については、100万円限度ということですが、今後この所得割を算定する際において、そういう給付金についてはその中に含まれるのか、それとも寄附金については除外されるのか、それについてはどのようにお聞きになっておられるか、お聞かせください。

○**議長(後藤三治君)**税務課長、古澤要介君。

○**税務課長(古澤要介君)**自席からお答えさせていただきます。コロナ対策の持続化給付金については課税、収入ということになっていると聞いております。それから定額給付金については、課税ではないというふうに聞いております。以上でございます。

○**議長(後藤三治君)**10番、佐伯金也君。

○**10番(佐伯金也君)**ありがとうございます。各世帯1人ずつに10万円の定額給付金をいただきました。それと持続給付金については、各事業所、法人だったり個人だったりで金額違ってくるわけですが、その辺について十分周知徹底をしておかなければ、来年の確定申告の際に混乱を来すのではないかなと思っております。定額給付金についてはほとんどが皆さん方、



大変役に立ったと言っておいていただきますので、うれしいわけでございますけれども、税金もかからないと、非課税ということであれば、私としても歓迎をいたします。ただ持続化給付金については、今後課税対象ということですので、その辺の指導等についても十分よろしくお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって承認第6号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

##### (高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

○議長(後藤三治君)日程第11、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて(高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)を議題とします。提出者の説明を求めます。税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君)承認第7号で御報告いたします専決処分いたしました、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。国の法改正により、法律の題名が改められたことによる改正でございます。新旧対照表1ページをお開きください。6条2項において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に、また、情報通信技術利用法を情報通信技術活用法に法律の名称を改正するものでございます。以上、御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願い申し上げます、御説明いたします。

○議長(後藤三治君)提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第1号)

○議長(後藤三治君)日程第12、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第1号)を議題とします。提出者の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)承認第8号で報告いたします令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。今回の補正は、地方自治法第179条第1項の規定により専決を行ったものです。

1ページをお開きください。歳入歳出予算にそれぞれ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,082万7,000円にするものでございます。まず歳入について御説明申し上げます。4ページをお開きください。過疎対策事業債の限度額を2,890万円から290万円増額し、3,180万円とし、簡易水道債の限度額を3,530万円から350万円増額し3,880万円とし、総額640万円を増額変更するものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。8ページをお開きください。水道費の1目、一般管理費におきまして、第14節工事請負費653万4,000円を計上しております。これは前原

水源のボーリング工事におきまして、150メートル掘削いたしましたけれども、計画水量に達しなかったため、掘削振動を延長する必要が生じました。そのため工事請負費を増額したものであります。同ページの予備費につきましては、差額の13万4,000円を予算調整するものでございます。以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度高森町一般会計補正予算第1号)

○議長(後藤三治君) 日程第13、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高森町一般会計補正予算第1号)を議題とします。提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 承認第9号で御報告いたします専決第9号、令和2年度高森町一般会計補正予算第1号について、御説明を申し上げます。専決をいたしました内容は、この新型コロナウイルスの対策として実施する各事業の経費でございまして、歳入歳出それぞれ7億5,128万8,000円を増額し、最終予算総額を58億5,323万8,000円とするものでござ

います。

予算書の7ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。第15款、国庫支出金につきましては、国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金について計上しております。あわせて子育て世帯への臨時特例給付金補助金として、令和2年3月31日までに生まれた中学生までの子供1人につき1万円を児童手当に上乗せするための経費を満額国庫補助金として計上いたしております。第16款県支出金につきましては、新型コロナウイルスの影響により、経営が悪化をしたという農林漁業者の皆さんに、今後の経営に支障が来さないように、保証料不要で無利子貸付を行う事業にかかる熊本県の負担分を計上いたしております。事業の内容につきましては、後ほど歳出で御説明申し上げます。

第19款繰入金につきましては財政調整基金を1億円程度計上しておりますが、現在国に実施計画書を提出しております地方創生臨時交付金が交付されましたら、歳入予算で計上をいたします。つまり新聞で高森町に数千万どこに数千万っていうやつは、あくまでも職員の皆さんが実施計画書をきちっと作った上で出して初めて交付が行われるということです。それは大変結構多く手がかかる仕事でございますので、それをしっかりで行った上で国が認めていただいて、交付をされるというところでございます。また、そのほかの新型コロナ対策に係る経費につきましても財政措置が見込まれておりますので、実際の財政調整基金、財調からの繰入額はほぼなしに近い、かなり減少するものというふうを考えておるところでございます。

続きまして歳出について御説明いたします。歳出につきましては予算書とは別にお配りしております令和2年度高森町一般会計補正予算第1号概要書をもとに御説明をいたします。ページ右上にそれぞれ番号を記載しておりますので、いつものようにそちらを参考していただければと思います。なお、番号の4番以降の単独その他事業というふうにいたしておりますが、現時点では補助金をゼロと記載をいたしておりますが、先ほど申しあげました現在国に提出いたしております地方創生臨時交付金、この計画書ですね。これに基づいてお金が入ってきます。本町の第一次分の上限額は約6,800万円と内示が出ており、まだ予算計上しておりませんので、概要書には補助金補助額としては記載しておりません。御了承いただ

ればと思います。1番の特別定額給付金事業については、先ほど歳入説明でも触れましたが、国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金について、これの予算が6億4,250万円を計上させていただきました。御承知のとおり、本事業は国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、非常に簡素な仕組みで迅速に各家庭の支援を行っていただきたいということで実施されるもので、全額国からお金が出ます。申請期限は、受付開始日から3カ月までとなりますが、本町では迅速な給付を行うため、窓口での受付や郵送、オンラインによる申請も含めまして、全国初のドライブスルー方式を取り入れ、4月28日から30日までの3日間、集中的に受付業務を行いました。その結果、先ほど10番佐伯議員からも御紹介をしていただきましたが、全国でもトップクラスのスピードでの給付を実現いたしました。対象世帯数2,876世帯のうち、この申請の受理件数は2,858世帯、給付済世帯数は2,853世帯となり、対象世帯の給付率は99.2%となっております、ほぼ全世帯に行き届いていることになっております。

続きまして2番の子育て世帯への臨時特例給付金事業について御説明をいたします。これも10万円の特別給付金と一緒にございますが、子育て世帯の生活支援というところで、令和2年3月31日までに生まれられました中学生までの子供1人につき1万円を児童手当に上乗せして給付するというもので777万円を計上いたしました。本町では支給対象者の給付規模ですね、これ1回確認しなければいけないんですが、これを確認した後に通常の6月期定例支払とは別に6月8日以降、本給付金のみを児童手当登録口座に順次支給をしておるところでございます。

続きまして3番の経営安定資金の利子補給と保証料助成事業補助金について御説明いたします。経営が悪化したコロナにより農林漁業者の支援として、熊本県独自の新型コロナウイルス対策緊急支援資金及びこれは日本政府金融公庫、農林業セーフティネット資金の利子補給や保証料を助成するものでありまして、147万円を計上いたしました。各資金の貸付は保証料不要で、5年間の無利子化により農林漁業者の負担を軽減する、また最大3年間元金返済額をゼロにすることが可能になっておりますので、町民の皆様にも広く活用していただけますよう、町ホームページやたかもりポイントチャンネルを通じて周知を

図っているところでございます。

続きまして、4番の各種消耗品の購入について御説明いたします。これはコロナ感染症対策防止対策として、マスクや消毒液等々購入し、住民の皆様や福祉施設、社協等への配布や避難所の備蓄用として配備するために、総額1,484万9,000円を計上いたしました。マスク不足等で十分な対策ができない状況の中、スピード感を持って独自対策として特殊技術を生かした三層構造で丈夫なメイドイン阿蘇マスクを製作し、18歳以上の住民の皆様には1人2枚、計1万1000枚弱を配布が完了をしているところでございます。そのほか社会福祉施設や社協などへの不織布のマスクや消毒液等の感染症対策用品の配布、役場や避難所の備蓄用として物品を配備させていただきました。

続きまして5番の受験対策事業について御説明をいたします。御承知のように国県の休校要請により、本町でも全学校休校したところですが、この学習支援が変化をいたしました。そのことによって、課題となった学びの不安への対策の一つとして、当町の施策として大手学習塾にこだわりの授業内容をたかもりポイントチャンネルで放映するというところを企画させて現在放映をさせていただいているところでございます。150万円を計上いたしました。これはマスコミ等でも言われておりました高校受験を控える中学生の受験対策として行うものでございまして、本町には契約率が97%を超えるたかもりポイントチャンネルという環境があるからこそ、実際これを行っても、非常に効果が出るというところの独自支援となっているところでございます。

今後もこの子供たちにはさまざまなこの受験対策を当然教育委員会も展開をしていかれますと同時に、行政としても単独施策も含めまして、今回の大手学習塾の放映も含めまして、バックアップしてまいりたいというふうに思っております。5月の放映開始から8月までの4カ月間、服部副町長が塾長とになられまして、現在いろんな質問も受けられているところでございます。8月末までをたかもりポイントチャンネルで、今の中学校2年生3年生に向けて放送するところでございますが、先般の全員協議会で議会議員の皆さん方も8月以降も評判がよければ、内容がよければ、必要であればどんどん議会として後押ししていきたいというお声をいただいておりますので、スピード感をもって対応させていただきたいというふうに思ってお

ります。

6番の休業事業所補助事業について御説明をいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食業や宿泊業等の特定の業種で、町の指定期間中に自主的に休業していただいた事業者に対し、1日1万円の協力金を給付する費用として6,300万円を計上いたしました。町では多くの帰省者や観光客が通年であれば増加いたします。4月29日から5月10日までの大型連休を指定期間に定め、スピードをもって本事業の周知の徹底と休業の協力の呼びかけを行いました。125事業所の申請を受理し、支給を行ったところでございます。これは早い呼びかけと事務を簡素化したことによって迅速な給付が可能となり、指定期間前に受理した事業所分については、要は4月29日より前に受理した申請については、5月1日までに給付が完了いたしております。それ以降、つまり4月29日以降の受付分につきましても、随時そのときに払い、早期の給付を行っております。現時点で総額1,281万円の支払いを行っており、今後も言われております第2波、第3波に備え、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、7番の商工会費ゼロ事業について御説明いたします。これは本町に本店を定める事業所の令和2年度商工会費を全額補助する経費として500万円を計上させていただきました。これはコロナの中に事務所の負担を軽減するとともに、新規加入事業者の掘り起こしを行いたいというところがございます。商工会に入ることによって、例えば貸付資金等々、国、県の施策にもスムーズな手続が行われます。また今後第2波、第3波で特に今回の国の2次補正もそうでございますが、商工会に加入してるところが条件になったりする所というのが非常に多くなってきております。そこにつなげる対策になっておるところでございます。本事業は新型コロナウイルス感染症の対策事業ですので、令和2年度に限り実施するものでございますので、町内で商売をなされてる皆さんにぜひとも商工会への加入を議会議員の皆様からも御指導いただければというふうに思っているところでございます。

8番の遠隔事業実施事業について御説明いたします。これはこの3月からの長期にわたり休校措置を行い、各家庭での自学を進めてまいりました。休校期間中でも安定的な教育支援ができるように、8年間積み上げた高森町のICTの学びを活用した遠隔授業の実施に

向けた、各学校や家庭学習環境の整備費として523万円を計上いたしました。具体的には、各学校でのテレビ会議のシステム、教職員のテレワーク実施に係る環境整備のほか、必要な物品の購入として、一つの学校で50万円を助成をいたしました。またこういう緊急の中でインターネット環境がないご家庭に一時的に無線でのネット環境を構築するための機械を無償で貸し出すことによって、全生徒、子供たちが通信環境が同じになると。つまり、遠隔授業を行えるというところを整備させていただきました。町が全額費用を負担して、保護者の負担を軽減させていただいたところでございます。以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 先ほど概要書で説明がありました単独その他事業で、一つちょっとお尋ねをしたいと思います。休業事業所補助事業になりますけども、この予算の内訳として、1万円のかける対象事業者が300事業所かける21日ということになって上がってると思います。実際これは多分その時点で期間がどこまでなるか分からないというところもあって、21日ってなったと思います。実際この期間が4月29日から5月10日までを休業指定期間と定めるという形で書かれてますが、実際私も飲食店をしておりまして、補助事業を受けて非常に助かったわけではあるんですけども、確かその時は4月25日の土曜日から5月6日の12日間というその期間という定めの中で、1日1万円というような形で、実際には給付されたかと思います。そこにちょっと若干ちょっと違いがあるのかなっていう気がしましたので、質問をしました。

○議長(後藤三治君) 政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん) 後藤議員さんの御質問にお答えさせていただきます。おっしゃったとおり、以前最初のところの段階では、4月25日から5月6日の間に町が指定する業種で自主的に休業する事業所に対して、補助金のほうを給付しております。そのあといろんな御意見をいただきながら、少しずつ御要望に合わせて対応していた経緯がございます。以上、御報告させていただきます。



○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)臨機応変についてという部分について、すごくそれぞれの事業所も、やはりそれぞれの事情というのがあったと思いますから、すごく助かったかと思います。ただこの21日っていう設定がちょっと、実際に給付に当たった日数が12日だったもんですから、それがちょっとその時がまだ確定ができなかったから21日で予算が組まれたのかなっていう気です。先ほど町長もおっしゃいましたけども、第2波第3波っていう話が出たかと思います。実際に給付を受けた者から希望っていうかあんまり言えない部分もあるんですけども、いただいたものですから。実際にこの給付額というのが1事業者1万円という形でこの度は出されました。もしこの2波3波っていうところで、ここで対応されるならば、例えば事業者の規模っていうのがあると思います。例えば、1日が1万円の売り上げのところもあれば、実際1日が20万売り上げるところもある。その中でも例えばなるべく公正っていうか、そういう部分を加味した給付とか、そういう補助事業をもし2波3波でされるならば、ぜひ検討していただけたらと思います。やはり1万円の重みっていうのが業種・業容・業態によって違ってくるかと思いますが、そこを一つ、もし2波3波でこのような補助事業される場合、加味して検討していただけたらと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)4番、牛嶋でございます。遠隔授業の件に関して少しお伺いしたいと思います。本日の熊日にも載っておりましたが、遠隔授業で地域格差等が各地であるということで、高森町は早い段階からICT教育をやっておったことでスムーズに移行していたということでございますが、その中で英語教育の対面授業等で音響のずれがあるとか、そういうのがちょっと何かまだ今後改善点があるということが新聞に載っておりましたが、そういう改善等を現在の今あるシステムで対応ができるか、またそれが難しくなれば今後また追加の補正等が上がる予定があるか、今の段階でちょっと伺っていきたいと思います。

○議長(後藤三治君)教育委員会審議員、古庄泰則君。

○教育委員会審議員(古庄泰則君)4番、牛嶋議員の御質問にお答えします。今朝の新聞にも遠隔オンライン授業の成果ということで報道されておりましたが、町長の施策、それから

議会の御理解によりまして、全国でもトップランナーということで、教育の情報化、いわゆるICT教育に今現在取り組んでおり、休校期間中もさまざまなところで報道されておりますように、スピード感を持って決断をしていただいて、オンライン授業等に取り組んできたところです。その成果はいろいろ言われているとおりで、夏休み、いわゆる夏季休業期間中もさほど大きな影響はなく、10日程度の短縮というところで進めているところです。

ただ、やっていく中で課題としまして、先ほど新聞記事でも紹介されておりましたように、ズームというテレビ会議システムを使って20人ぐらいの生徒に授業を行うといったときに、どうしても一斉に子供たちが発音するという場合において、聞き取りづらい、評価がしづらい、そういったような課題が見えてまいりました。これにつきましては、現状の施設設備は非常に難しいというところで、先生方もいろいろと工夫をされまして、新聞にもありましたように2人体制で1人は子供たちの様子を見て1人が授業を進めるというようなやり方であるとか、チャット機能もついておまして、分かった子どもは分かりましたというふうに返答する。ここにも8年間の積み上げでタイピング能力、いわゆるキーボードに打ち込むスピードは速い高森町の子供たちならではのやり方ということなんですが、分かりましたっていうのがもう数秒で先生方のほうに返ってくるというようなところでございますけれども、とにかくその一斉に子供たちが発声した場合が聞き取りにくいと。これは現状ではいかんともしがたい。ただし、今後着手する予定にしておりますギガスールの構想によりまして、いわゆるタイムラグがなくて、一斉に聞き取れるような状況になれば、また改善していくであろうというふうに現状では考えているところです。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯です。コロナ対策事業でありましたので、この専決につきましては、私としてはもう質問はちょっとと思ってたんですが、それぞれ2名の議員さんのほうから御質問がございまして、それに対する答弁でまだちょっと私的に分からないところがあるものですか、お聞かせをいただきたいと思いますが、先ほど後藤議員が質問したこの事業所かけるの21日の部分、この21日というのは何なのかというのをお聞かせいただきたいと思います。要するに休業補償については大体おおむね私は11日、12日というふうに聞いておりました。で

すから、この21日という意味がちょっと私たちはこの予算、要するに休業、一般の人間にとってはこれはちょっと該当とかそういう事業関係ないもんですから分かりませんので、この意味を教えてくださいたいと思います。この休業事業所補助事業については、当時皆さん方が1番肌で感じられたと思うんだけど、各地区が一斉にやられたことによって、人の移動が極端に減りました。私どもも325号線バイパスを見ておると、やっぱり事業所が閉められたおかげで、他県ナンバーの車等についても極端に減ったという自覚がございます。ですから、こういう事業というものは今後も必要になるだろうし、今回やったことをまとも何かあった場合については、より効果の上がるような方法でやっていただきたいなというふうに考えておりますので、この21日についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

牛嶋議員が言われた遠隔授業実施事業について、今朝の新聞でタイミングがよくて、熊日新聞に載っておりました。私も読ませていただきました。その以前には、各学校の夏休みの期間が提示されておりました。高森についてはよそよりも若干短いわけでございますが、僕はもう少し短くてきたんじゃないかなという気持ちがございます。しかしながら、やっぱり教える側、学校の先生側からすれば、少しやっぱり満足が出来てないからやはり不安な面については夏休みを短縮させて、その分を補いたいという気持ちのあらわれであったのかなというふうに理解をいたしておりますが、このテレビ会議システム、いろいろとドラマやいろんなテレビの番組と見ていると、いろんな企業等でもテレビ会議をやっております。それぞれテレビ会議というものを発言する者が発言すれば、1人ずつ発言すれば理解ができるんですが、今日新聞であった今古庄審議員からもあったように先生が分かりましたかって言ったときにはいって言ったのが、一斉に帰ってきたときに学校にいる先生からすれば、それが全ての生徒が戻ったかということが判別しにくいということであったと思います。ですから今議会の会議録を文字変換システムで、私がこういうふうに質問することも自動的に文字変換システムで文字に変わって、後々は分かるんですね。要するにインターネット、要するにこういうふうに通信業務というものは日々発展をいたしております。お金さえ出せば、文字変換システムを導入して、子供たち20人なら20人が返事をしたときに、言葉で、今テレビ画面でも流れてますね。ツイッター等でいろいろ放送したときに、ツイッター等で文字が目にとんとん、とんとん言葉が流れてくると。

そういうふうな機能も付ければ付けられないことはないと思うんですが、今後その点についても必要とあれば教育委員会等で財政のほうと協議をして、やっぱりそういうふうな遠隔授業の充実を私は図ることが必要ではないかと思います。先端技術細かい話もいろいろあるんですが、しかしながら限られた予算の中でありますので、先ほど町長が言われたコロナ対策で高森町に予定されている6,000数百万の特例交付金についても、そういうふうな形で利用することが出来れば、今後研究してあげていただけるようお願いをしたいと思います。以上で、政策推進課のほうから21日の分についての意味を教えてください。よろしくお願いします。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)佐伯議員さんの御質問にお答えさせていただきます。休業補償の期間の根拠ということですが、熊本県の休業要請が4月22日から5月6日の間に出されております。本庁のほうもそちらのほうの日程でというところで検討してはいたしましたが、4月22日に専決処分の全員協議会がございましたので、そちらが終了しまして、最短の告知期間を含めまして、26日からというところで日程のほうを決めさせていただいております。以上、御報告いたします。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)はい。佐伯です。今の私の質問は、この21日という数字が分からない。これ21日間なのか。ただ21日にしても、今言われた26日からの休業補償で5月6日までということになると11日からとまらないわけで、11日なのに21日としている意味が分からないということで質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)10番佐伯議員の御質問に私は追加で御説明をさせていただきたいと思っております。当時4月22日の段階で、先ほど今吉課長がお答えいたしましたように、熊本県のほうもある程度休業の期間を示しておりました。と同時に5月16日までぐらいに国のほうが次の方向性が出るだろうというところでもございまして、あくまでも専決予算の積み上げの部分はその1、2というところではなく、カチツというところではなく、申請期間、つまり4月27日から5月16日までを計算いたしまして、約3週間だろうというところで議会をお願いをしたところござ

います。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

お諮りします。午前中の会議はこれで一時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。午後からは一時から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第14 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度高森町一般会計補正予算第2号)

○議長(後藤三治君)日程第14、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高森町一般会計補正予算第2号)を議題とします。提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)承認第10号で御報告いたします専決第10号、令和2年度高森町一般会計補正予算第2号について御説明をいたします。専決しました内容はコロナウイルス感染症の対策の第2弾の予算でございます。今回の補正は歳入歳出それぞれ361万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を58億4,962万1,000円とするものでございます。7ページをお開きください。歳入について御説明をいたします。第15款、第2項国庫補助金につきましては、特別定額給付金の事務に係る職員手当等の増額分として、歳出で計上した額と同額の250万円を追加いたしました。第19款第1項繰入金は、財政調整基金繰入金として621万7,000円を減額しております。第21款、第4項雑入につきましては、現在熊本県解体業工業組合協会が実施しております空き家等の解体について、解体現場で使用するごみ袋等は所有者の方に御負担をいただくこととなっております。しかしながら、遠方に移住されている等の理由により、町が一時的に立て替えを行うことがございますので、その分を後日返還いただくため歳入として計上をいたしました。

歳出につきましてはカラーでプリントをしております補正予算概要書を作成しておりますので、それに沿って御説明をいたします。先ほど御報告いたしました補正1号と同様に、今回説明いたします単独事業につきましては、財源としては特別交付税で措置されるもの以外、それ以外のものは、地方創生臨時交付金を充当する予定としておりますので、概要書に記載している一般財源の分は最終的にはなくなる予定でございます。それでは各事業の概要説明に入ります。

1番の指定避難所等の強化について御説明を申し上げます。これは指定避難所及び各公民館の避難所としての機能をより強化するため、マスク、消毒液等の衛生用品や、3密を避けるためのパーティション、ベッド等々購入する経費として約2,300万円を計上いたしました。有事の際に避難を余儀なくされた場合、新型コロナウイルスのように、人と人の密集を避ける必要がある事態に対応するためでございます。そのために今後は指定避難所だけでなく、各地区の公民館についても避難所としての機能を有しておく必要があると思います。そこで今回、公民館にも各種用品を購入することいたしました。こちらにつきましては、地方創生臨時交付金を活用予定としております。

続きまして2番のたかもりポイントチャンネルTPCサブチャンネル追加業務について御説明を申し上げます。今後第2波第3波と余儀なくされるのではないかと報道もございますが、その際やはり、今回のように臨時休校というところも想定されるわけでございます。それをふまえて、たかもりポイントチャンネルのサブチャンネルを増設し、自宅学習専門の放送による学習支援を実施するために、480万円を計上いたしました。現在学校は再開されているところですが、今後先ほど申し上げますように感染症が完全に落ちつくまでの備えとして、また、当町に学んでいる受験生及び子供たちの学習の対策として、活用を想定しております。こちらの事業につきましては、ケーブルテレビの自主放送に係る経費は半分が特別交付税、国が50%出していただけです。また人件費もたかもりポイントチャンネルの場合は特別交付税で50%ということで、ほかのセクションとはちょっと違うような国からの手厚い支援をいただくことが可能です。ですので、町の実質的な負担は240万円となります。

続きまして3番の高森町教育就学支援事業について御説明を申し上げます。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受ける学生等に対し、給付型支援金を創設するというところで、継続的な学びを支援するため500万円を計上いたしました。現在コロナの影響で学生に対し、国や県、または通学されてる大学等において、現金給付の支援が講じられてきているところでございます。しかしながら、支援対象者についての所得要件や手続が非常に大変ということで、きめ細やかな支援には至っていないというのが現状ではないかというふうに考えております。そこで今後第2波等が発生した場合には、さらに今よりも大学生等は大変厳しくなるのではないかと予想されますので、現状国・県が行う支援制度、大学が行う支援制度の実態等、的確に町が把握をいたしまして、本町としてはそこを補完するというのを、スピード感を持って支援する制度を創設することといたしました。具体的な内容は、当町も給付型の支援金とするものでございます。ただ、対象者や金額等につきましては、先ほど申し上げましたように、これから始まる国や県、そして現在通学されてる大学等々の取り組みを見極めながら、確実に漏れがなく支援できるような形をとってまいりたいというふうに考えております。

4番でございます。テレワークに伴うリモート環境の構築について御説明を申し上げます。

これは自治体行政のスマート化を実現するため、テレワークに伴うリモート環境を構築する経費として520万円計上いたしました。そもそも民間もしくは町民の皆さんにデジタル化だったりリモートと言う前に、こういうときの対応を最もやらなければいけない役所側が、全国の自治体、やはりデジタル化が全く進んでないというのが現状ではないかということもマスコミ等では言われているところでございます。やはり人口減少もふまえ、自治体行政のスマート化というところは言葉ではずっと言っているところでございますが、やはりそれよりも住民のほう先、民間のほう先というところで、後手後手になってたところは高森町だけでなく全ての自治体で、そうではないかというふうに考えております。しかしながら、感染症は待ってくれることは出来ませんので、特にこの密を避けるというところのテレワークの必要性は、これは100%必要というところでございます。そこで、本町も現在も試験的に取り入れておりますこのテレワークを、効果的に本格的に実施するために、今回予算を計上したというところでございます。この行政のテレワークにかかるお金も、国が特別交付税、特交で措置をいたします。実質的な町の負担は260万円となる見込みでございます。

続きまして5番の買い物支援地域移動販売支援事業について御説明を申し上げます。これは現在ローソンのほうと協定を結んで行っている移動販売でございます。さらに高齢者等のコロナ対策として、さらに買物を困難者の方に対して期間限定で移動販売を広げるというところで、今回52万円を計上いたしました。このことによって、再開いたしました各地域のサロン事業や公民館等に移動販売車が出向くことになり、またこれは新たな通いの場の推進を図る介護予防にもつながるというところも、さらにこれは出来てくることではないかなというふうに思っております。期間限定での実施となりますが、不要不急の外出自粛が避けられない状況での支援策として、予算化をした事業でございます。

6番のデリバリー支援事業について御説明申し上げます。これは町内の飲食店の皆さんが作られる弁当やピザ、色々な商品です。それを配送料無料で御自宅へお届けすることで、67万円を計上させていただきました。これも買い物支援と同様、外出を自粛すると、密を避けるというところでの対策事業となります。これは人と人の接触の回数を減らすということだけでなく、現在お客さんが確実に減っている町内の飲食店の需要喚起を図るというこ



とも目的としております。現在利用されてる町民の皆さんのお声を聞きますと、大変ありがたいというお声をよく聞くところでございます。

以上が専決第10号で計上いたしました事業の概要になります。今後も新型コロナウイルスの影響で社会情勢がどうなっていくか見通せない中に、その時々に対応のニーズに対して、スピード感をもって対応し、町全体で難局を乗り切っていけるような各種事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上専決しました内容について御説明申し上げましたが、協議の上御承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君) 4番、牛嶋でございます。今説明がございました中で、指定避難所等の強化ということで、消毒液及びマスク等の購入費がありますが、今後避難所だけでなく各地区の公民館等にも配備するということでございますが、以前水害後に備蓄されていたマスク等も今回使われたかと思いますが、使用された方から多少ちょっとかび臭い匂いがするんじゃないかというような話もございましたので、一応そこを確認のために。食料品等は賞味期限等が表示してありますが、消毒液及びマスク等にはそういうのはまずないと思います。これで、一応備蓄というか保管するということになれば、期限等がなかなか難しいかと思いますが、そのあたり期限を切って保管を指導するとか、保管方法をいろいろ考えて指導するとか、そのあたりまで考えての備蓄ということになっているか、そこあたりちょっと伺いたいです。

○議長(後藤三治君) 総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君) 只今の4番議員の御質問にお答えいたします。一旦今回のコロナの関係で、各の避難所のマスクを回収しました。出来るだけ早く配って、新しいのをまた避難所のほうには入れるようにしております。

○議長(後藤三治君) ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。これから、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって承認第10号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15号 同意第4号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長(後藤三治君) 日程第15号、同意第4号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 同意第4号で御提案いたします、高森町固定資産評価委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。今回の選任は4月1日付けの人事異動に伴い、新たに税務課長となりました古澤要介氏を高森町固定資産評価員に選任するものでございます。地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとされているため提案するものでございます。御審議の上御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、同意第4号高森町固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて**

○議長(後藤三治君)日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。現職の人権擁護委員の佐藤謙二氏は2期6年にわたり人権擁護行政に御尽力、御協力いただいておりますが、任期が令和2年9月30日をもって満了するため、その後任として引き続き高森町大字高森2296番地2、佐藤謙二氏を推薦するものであります。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。以上御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて**

○議長(後藤三治君) 日程第17、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案につき、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。現職の人権擁護委員の後藤政藤氏は1期3年にわたり人権擁護行政に御尽力、御協力いただいておりますが、その任期が令和2年9月30日をもって満了するため、その後任として引き続き高森町大字永野原1088番地1、後藤政藤氏を推薦するものであります。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。以上御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第18 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について**

○議長(後藤三治君) 日程第18、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○**総務課長(東幸祐君)**報告第1号で御提案いたしました、令和元年度高森町繰越明許費に係る繰越計算書の報告について提案理由の説明をいたします。令和元年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙令和元年度繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。令和2年度に繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたします。

繰り越しました内容につきましては、いずれも令和元年度補正予算第1号から第7号について報告をしている事業でありまして、総額については3億9,433万2000円であります。主な事業につきましては、橋梁架け替え工事や道路改良などがございます。既に完了している事業もございますが、各事業とも早期の完了を図ってまいります。以上報告といたします。

○**議長(後藤三治君)**報告が終わりましたが、質疑があれば質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**議長(後藤三治君)**質疑なしと認めます。お諮りします。本案を各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(後藤三治君)**異議なしと認めます。したがって、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第19 議案第34号 熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について**

○**議長(後藤三治君)**日程第19、議案第34号、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○**政策推進課長(今吉輝子さん)**議案第34号で提案いたしました、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。人口減少、少子高齢化社会にあっても地域を活性化し、経済を維

持可能なものとし、また住民が安心して暮らしていけるように圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣町村と連携することとして、高森町も熊本市と連携協約を締結しております。その連携の中で、地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンの共同策定に今年度新たに高森町が参加することとなったことに伴い、属する項目として環境保全を追加するものであります。

追加する内容は次のページの新旧対照表をごらんください。別表第3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野1、生活機能の強化に係る分野の裏のページになりますけども、(9)災害への対応の下に(10)環境保全、取り組み内容、良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む、公の役割、乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。乙の役割、公と連携して環境の保全に取り組む、以上を加えます。

連携協約の一部を変更するためには、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。以上、今回提案しております概要について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第34号、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更については、原案のとおり可決されました。



**日程第20 議案第35号 高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例について**

○議長(後藤三治君) 日程第20、議案第35号、高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君) 議案第35号で御提案いたしました、高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例について、提案の理由を御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が図られました。臨時嘱託職員等も見直され、各関係条例を本年3月議会において提案して整備しているところでございます。このことから、本町駐在嘱託員につきましても、特別職の要件から外れ個人業務委託に移行し、4月から業務委託契約という方で締結し、進めているところでございます。本条例につきましては、業務委託に移行したことから条例自体が機能をしておらず、今回廃止するものでございます。駐在嘱託員の業務報酬等につきましては、要綱を整備いたしましてスムーズに移行できるようにしております。今までどおりの業務と行政区割りについても、要綱で整備をしております。以上、説明しましたが、御審議いただき御決定いただきますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) はい。10番佐伯でございます。これにつきましても、法律の改正によってこういうふうに変わってきたわけでございますが、今までは駐在嘱託員の地域での立場というものは、あくまでもやはり区長さんであったり駐在さんっていうふうな呼ばれ方で、その地区をまとめると申しますか。引っ張っていく役割でもありまして、当然職業柄と申しますか、特別

公務員ですから行政のお手伝いもされるわけで、行政とのつながりもあったわけです。今回このように法律を廃止してきて今業務委託をする形になるということではありますが、以前から話があっておりますが、駐在区ごとに駐在嘱託員さんがいらっしゃったわけで、それが今度から駐在嘱託員じゃなくて業務委託ということになってくると、これを機会に本来ならば言われてみると業務を委託する人数を整理することが僕は出来るんじゃないかなと考えておりますので、今後やっぱりその辺についても、出来れば提案をしていただければと思います。昭和地区においては北と南に分かれる形で、2名いらっしゃいます。しかしながらこれはあくまでも世帯数が多いからそうなられたわけで、今後世帯数が小さい駐在区については、町の業務委託であるならば、当然業務委託をするのであるならば、集約化するのも当然のことではないかと思っておりますけれども、そのあたりについて、今後の方針について、何か案があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(後藤三治君)総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)只今の10番議員の質問にお答えします。これまでは条例で駐在員の人数まではっきり規定しておりました。今回の要綱につきましては、その人数を謳ってありませんのでその辺は臨機応変に対応していきたいと思っております。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第35号、高森町駐在嘱託員設置条例及び高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例を廃止する条例については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第21 議案第36号 高森温泉館条例を廃止する等の条例について**

○議長(後藤三治君)日程第21、議案第36号、高森温泉館条例を廃止する等の条例につ



いてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、後藤健一君。

○生活環境課長(後藤健一君)議案第36号で提案いたしました高森温泉館条例を廃止する等の条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本議案は、高森温泉館に係る財産を処分したこと等により、高森温泉館条例の廃止及び高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、御提案いたしました。

議案をごらんください。高森温泉館条例を廃止する等の条例第1条は高森温泉館条例(平成17年高森町条例第41号)の廃止です。第2条は高森町公共施設の暴力団排除に関する条例(平成19年高森町条例第23号)の第3条に謳われている使用を制限する施設の一部改正でございます。新旧対照表をごらんください。改正前の施設の中より量(4)高森町温泉館、(11)の野尻総合センター、(15)の高森町町民センターを削除するものでございます。いずれも町の保有財産ではなくなったものや、解体撤去し現存していない施設でございます。条例を改廃するためには、地方自治法第96条第1項の第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

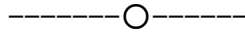
○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、議案第36号高森温泉館条例を廃止する等の条例については、原案のとおり可決されました。



**日程第22 議案第37号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について**

○議長(後藤三治君) 日程第22、議案第37号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん) 議案第37号で御提案いたしました高森町工場等設置奨励条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まず、国の制度で地域未来投資促進法がございます。この制度は、地域の特性を利用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援する制度です。

支援の内容としましては、地方税の課税免除、また、不均一課税した自治体に対し、減収額が交付税で補填される課税特例の対象となる税制措置や予算措置などが受けられるものです。今回この制度に基づき、高森町工場等設置奨励条例の一部を改正し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としております。

新旧対照表をごらんください。第1条の工鉋業を工鉋業等、第2条のソフトウェア業をソフトウェア業等など、業種を限定せずに幅広い業種を奨励するために、一部を改正しております。条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があります。以上、今回御提案しております内容について、主なものを御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番佐伯でございます。企業誘致、今までやってきまして、今現在これで今まで税金の免除等やってきたものは、役場庁舎西側にある工場等だったと思います。そのときには、議会内にも企業誘致特別委員会等があつて、県と一緒に誘致活動をして、

そういうふうには税法上の免除等も売り物にしなから、企業誘致を図り、かたや高森高校や高森町出身の働き手の方たちをそちらのほうで頑張っていたらこうというのが目的で、この条例へと全く一緒であります。

今回は文言を広げる意味で、大変今から先はいろんな企業がもしかしたら注目してこられるんじゃないかなと期待をするわけでございますが、ただ、この条例を生かすというのは、結果的に町長の権限でございます。町長が図らなければ、免除等は恐らくできないわけでございますが、当時は先ほど申し上げましたとおり、企業誘致特別委員会等で町長執行部と一緒に活動し、そういうことが図られてきた例がございます。今回は議会においてもそういうふうな特別委員会がないわけで、当然総務文教常任委員会等でこの条例を活用する際には町長のほうから報告があり、議論されてるというふうには受け取ってよろしいものかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯議員の御質問にお答えをいたします。議員は多分若い頃、多分この平成3年頃条例が出来たときは現職であられたと思いますし、当然企業誘致に関しては、これは議会の賛同及び御協力がなければ出来ませんので、総務常任委員会のみならず他の委員会でも構いませんし、地方創生でも構わないと思います。しっかりそこは事前に議会に御説明をしたいというふうには考えております。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第37号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第23 議案第38号 高森町租税特別措置条例の一部改正について**

○議長(後藤三治君) 日程第23、議案第38号、高森町租税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君) 議案第38号で御提案いたしました高森町税特別措置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。今回の一部改正につきましては、地域未来投資促進法の施行に伴い、地域の特性を活用し、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果がある事業計画を県が承認した場合に、固定資産税の課税免除について規定するものです。

主な改正概要につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。第3条において、承認地域経済牽引事業のための施設のうち、対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対して課すべき固定資産税を課さないとしております。また、課税免除は初年度以後3年度の間課するものに限りとしております。なお、減免いたしました固定資産税につきましては、減収補填されることを申し添えます。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

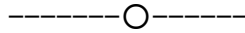
○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森町税特別措置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。



**日程第24 議案第39号 高森町国民健康保険条例の一部改正について**

○議長(後藤三治君) 日程第24、議案第39号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君) 議案第39号で御提案申し上げました高森町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を御説明いたします。令和2年3月10日に国から示されました、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾で、新型コロナウイルスに感染するなどした国民健康保険被保険者に傷病手当金を支給する市町村に対して、総支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことを受けて、本町においても傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、高森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の一部改正で附則に6項を追加しておりまして、その内容は新型コロナウイルスの感染等で国民健康被保険者が療養のため、労務に服することができない場合の傷病手当金支給にかかる日数と金額等を定めたものであります。改正後の条例は、令和2年1月1日に遡って適用することとしておりますが、現在までの状況において、手当支給に該当する事案は、本町で発生しておりません。以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第39号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第25 議案第40号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)日程第25、議案第40号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第40号で御提案申し上げました高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。令和元年10月1日からの消費税増税の満年度化に伴いまして、増税分の財源を活用した国の低所得者軽減強化により、65歳以上の第1号被保険者で、低所得者に係る更なる介護保険料の軽減の完全実施がされることとなりました。これによりまして、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

改正の内容といたしましては、令和2年4月1日に遡及適用いたしまして、第1号被保険者で、町民税非課税世帯等の低所得者の介護保険料の負担割合を引き下げるもので、保険料基準額に対する割合で、段階ごとに第1段階では3割、第2段階では5割、第3段階では7割の保険料とするものです。

今回の改正で、平成27年度から段階的に引き下げ、引き下げられてきてこられました負担割合が最終確定となります。また、負担軽減された残りの保険料分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で公費負担されることとなっております。以上、説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第40号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第41号 高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正について

○議長(後藤三治君) 日程第26、議案第41号、高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君) 議案第41号で御提案申し上げました高森町寝たきり老人等介護者手当支給に関する条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。本条例による介護者手当受給申請に係る資格要件等について、現行の介護保険制度に沿った内容にすることで、簡素化し、分かりやすくするため、条例の全部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

改正の内容につきましては、在宅での要介護者で介護保険法による介護度が要介護4以上の認定を受けている方であれば、有料である医師判定書の書類について添付することを省略することや、支給月を5月、8月、11月、2月に変更することとしております。また、申請書等の必要書類については規則で別に定めることとし、今後の介護保険制度の改正等に柔軟かつ迅速に対応するための改正を行っております。以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第41号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第27 議案第42号 高森町税条例の一部改正について

○議長(後藤三治君) 日程第27、議案第42号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君) 議案第42号で御提案いたしました高森町税条例の一部を改正す

る条例の提案理由を御説明申し上げます。主な改正点は、新型コロナウイルスに関する国の法改正に伴う改正でございます。

新旧対照表2ページをお開きください。附則第24条において、新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の特例として、令和2年2月以降前年の同期に比べて収入が20%以上減少して、一時に納税することが困難である方は申請によって令和3年1月31日までに納期が到来する税について、最大1年間納期限を延長し、その間は延滞金を課さないことになっております。

次に新旧対照表3ページ、附則第25条をごらんください。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、文化庁、スポーツ庁の指定する行事が中止となって、入場料金の払い戻しを受けることを辞退した場合、20万円までを限度に寄附金税額控除の対象となるとの措置が講じられております。以上概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第42号、高森町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。しばらく休憩したいと思います。15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長(後藤三治君) 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

#### 日程第28 議案第43号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(後藤三治君) 日程第28、議案第43号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君) 議案第43号で御提案いたしました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。今回の改正は人事院勧告により、昨年12月の議会において改正されました住居手当の改正でございます。住居手当について支給対象となる家賃額及び手当額について改正に誤りがあり、今回修正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。第10条の2第2項第1号で、支給対象となる家賃額の下限の限度額を4,000円引き上げるもので、前回の改正では控除額の1号にあります元々1

万2,000円だったのが1万6,000円という形に引き上げる改正のみで、家賃額の下限の改正2万3,000円を2万7,000円に改正されておりませんでしたので、今回改正するものでございます。2号では手当額の上限額を1万6,000円から1万7,000円と1,000円引き上げるべきところですが、加算額の1万1,000円を1万2,000円に引き上げ改正したため、今回訂正するものでございます。

電算システム上では人事院勧告どおり改正されており、4月から運用をしております。今回は職員の権利に関するものであってはならない間違いであります。今後は細心の注意を払って業務に当たってまいりたいと思いますので、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番、佐伯でございます。せっかく定例議会でもポイントチャンネルで放送されております。今総務課長から説明があった誤りについて、これについてはシステム上の問題等もありながらでありますので、速やかに訂正されたことに対しては大変良かったんじゃないかなと思いますけれども、ただ町民から見たときに、それでは町内のアパート、平均5万ぐらいだったとするとしたときに、5万円のアパートに部屋を借りて住んでおられるという職員さんについてはいくら住居手当が出るのかということをお教えいただきたいと思います。それと、現在住居手当を受け取っておられる職員の方が何名おられるのかということもあわせて数的に分かりましたら、報告をよろしく願いいたします。

○議長(後藤三治君)総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)10番議員の質問にお答えいたします。5万円の家賃を払っている対象者は改正前ですと2万4,500円、今回2万2,500円に下がりますので、2,000円の減額というふうになります。住居手当は30名でございます。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付

託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第43号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第29 議案第44号 令和2年度高森町一般会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第29、議案第44号、令和2年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)議案第44号で御提案いたしました令和2年度高森町一般会計補正予算第3号について、御説明を申し上げます。今回の補正は、4月の人事異動に伴う職員の人件費の補正を全体的に行っております。また国や県の補助事業の交付決定を受けたことにより、今回追加計上させていただいた経緯もあり、歳入歳出それぞれ1億2,493万円を追加し、予算の総額を59億7,455万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。債務負担行為の補正について御説明いたします。こちらにつきましては、今回予算を組み替えている地域おこし協力隊のパソコンリース料について、複数年にかけて歳出が見込まれますので、期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして6ページをお開きください。地方債補正について御説明をいたします。今年度起債を活用して実施する事業のうち、当初予算に計上していない分につきましては、今回追加で計上をいたしました。また、消防費債のうちの緊急防災減災起債を活用して実施する事業について、当初予算に計上した分から変更がございましたので、今回限度額を変更させていただいております。

続きまして10ページをお開きください。歳入について御説明をいたします。15款、第2項、国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種補助金の財源となる国の補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額7億9,660万6,000円の補助を予定いたしております。

11ページをごらんください。第16款、第2項、県補助金につきましては、各種補助事業に

係る県の補助分をそれぞれ計上させていただきました。当初予算と合わせまして現時点で総額3億66万5,000円の補助を予定いたしております。第19款繰入金につきまして、財政調整基金を1,293万7,000円増額いたしました。

続きまして12ページをお開きください。第21款雑入につきましては、国や県以外の団体からの補助金により実施する事業の歳入分をこちらで計上いたしております。事業内容につきましては、後で歳出の際に御説明を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施を取り止めた経費についても今回減額をいたしております。

続きまして第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明いたしましたとおりでございます。なお、今年度の借入総額は現時点で6億3,440万円を予定しております。

続きまして歳出について御説明をいたします。歳出についてはカラープリントで配っております補正予算概要書に沿って御説明を申し上げます。まず、今回計上させていただいた事業の中でイベント開催に係る経費がいくつかございます。新型コロナウイルス感染症の今後の状況が見通せない中での予算計上となりますが、これは国からの補助金と県からの補助金の交付手続等の関係上、本会議での予算計上が必要となっているものでございまして、事業の実施に関しましては、感染予防等の配慮はもとより、状況に応じてやるか実施するかやらないかということも御相談をさせていただきます。

まず1番の地方創生に向けて頑張る地域応援事業でございます。これはエンタメ業界と連携したまちづくりと新産業創出プロジェクトの推進を目的として、地域経済の分析調査を実施するために112万円を計上いたしました。具体的には、これまで数年間で実施してきましたエンタメ業界との連携事業による国内外からの人材等の移住定住者の増加を見据え、ビックデータを活用して生活に必要な最新情報や地域経済の分析調査を実施いたしまして、国内外から人材等を受け入れるための暮らしと仕事のマッチングが可能となる仕組みづくりを行う事業となります。この事業につきましては、市町村振興宝くじの収益金を財源とした補助事業を活用いたしまして、その補助金は上限の200万円が補助される見込みでございます。

続きまして2番の第3回熊本国際マンガキャンプについて、御説明をいたします。これはもう3回目となります熊本国際マンガキャンプの実施に係る経費として1,240万円を計上いたしました。今年度、令和2年度は11月に実施予定でありまして、フィールドワークや草原のハイキング等の開催を通じて、外国人や地域外からの目線を取り入れた冬の観光振興について共同で取り組む、その他漫画スクールの継続実施等により、漫画の仕事で本町へ移住を希望される海外クリエイターの意向調査などを行う予定としております。今年度も熊本県の補助事業を活用予定であり、補助裏につきましては、ふるさと納税のうち、エンタメ業界と連携したまちづくり事業に活用されることを希望されている部分を充当することといたしております。

3番、マイナポイント事業について御説明申し上げます。これはマイナンバーカードの普及を目的として、キャッシュレス決済を利用した方にポイントを与えるというマイナポイント制度を導入するための事業に取り組むために、179万円を計上いたしました。具体的には、リーフレットを作成して制度の周知を行ったり、マイナポイントを受け取るために必要なマイキーIDを設定するための環境を構築するものであります。これは事業実施に係る経費の経費の全額、全てが国から補助されます。マイナンバーカードにつきましては、今後保険証等としての活用や、役場で交付される書類をコンビニで受け取りが出来る。これは多分日常生活でのニーズっていうそういうところが大変高まってくるというふうに考えておりますが、現在高森町の普及率は10%程度でございます。更なる周知徹底を行っていく必要があると考えております。

4番の地方創生推進交付金事業について申し上げます。これは2023年の南阿蘇鉄道全線復旧に向け、マウンテンバイクコースの造成やレンタサイクルの設置等、サイクルツーリズムの創出による観光客増加と沿線地域のにぎわいづくりを目指すために、1,990万円を計上いたしました。事業費の半分50%が国からの補助金となります。残り半分の町の負担金につきましては、ハード分は一般補助施設整備等事業債を借入れ入れます。ソフト分につきましては、5割が特別交付税で措置されるということになりますので、町の実質的な負担は600万円ほどになる見込みでございます。

5番の高森町降灰除去事業について御説明を申し上げます。これは火山灰を清掃するための路面清掃車を購入するという事で、議会にも御説明をしてるところでございます。4,000万円を計上いたしました。現在は噴火が少し止まっている状態でございますが、やはりそれでも、少し噴火すれば火山灰の被害影響というのが出ているところでございます。道路交通に大きな影響を与えている中、昨年度令和元年は国の国土交通省の貸付制度を活用し、路面清掃車による清掃を実施してまいりました。しかしながら、これは私が町長に就任した後も毎年こういう状況でございます。特に冬場の道路が凍結するときに、一緒になることが大変多くございました。

ですので、今年度は国土交通省のほうから大坪課長補佐もお越しでございますので、九州整備局に御相談を直接大坪補佐のほうからしていただきまして、国の補助事業を活用出来ないかというところを御相談させていただいたところでございます。議員さん御存じのように、国の補助事業、社交金は申請が決まっております。もう過ぎ去って終わっております。ですので、なかなかそのヒアリングにも間に合わないところの中に、大坪補佐が直接国土交通省等の上司の皆さんや周りの方、そして熊本県の道路保全課に御相談をしていただきまして、大変有利な補助金がもらえるようになりました。また補助金の裏、つまり約60%の裏の40%に関して活動火山特別措置法というのがございまして、活動火山に関するその裏の部分は特別交付税が見込めるということになりまして、より補助金プラス特交によって高森町の負担は実質340万ほどの見込みと現在なっております。国土交通省九州整備局の皆さん、そして熊本河川事務所の皆さん、そして熊本県の道路整備保全課の皆さんに大変バックアップをいただきました。心からこの場をお借りして感謝申し上げたいというふうに思います。またこの路面清掃車に関しましては、通常火山灰の専用車というのはございませんので、実は通常の道路清掃にもばんばん活用することになっておりますので、年間を通じて高森町内及び山東部の町道の清掃に関して運用が出来るのではないかなということと、隣の南阿蘇村であったり、阿蘇市であったり、火山灰が当町と同じように著しく火山灰によっていろいろ被害が出てるところに関しましても、お声かけをいただければ、高森町としては議会の承認をもって、当然阿蘇全体の地域で活用していただけるような仕組みづくりが何かで

きないかなというふうに考えているところでございます。

6つ目に移らせていただきます。新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業について御説明を申し上げます。これは国の文部科学省の実証研究事業として委託を受けて、講師とのマン・ツー・マンでの英語学習やプログラミング授業のオンライン支援などを実施するため、692万円を計上いたしました。委託事業につきましては、全額が国の補助になります。中学2年生のオンライン英会話につきましては、今回の委託事業に合わせて町独自で中学2年生も行ったほうがいだろうというところでの事業になりますので、中学2年生分は町負担で出来ないかなと、やらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに先ほど佐伯議員が御提案いただきましたこの遠隔授業で、英会話で一斉に、牛嶋議員の質問であったんですが、高森町の強みは8年間プログラミング、ICTの中でタイピング、パソコン普通に両手で打つていうところに大変注力を行ってまいりました。ほかの多分自治体さんで遠隔をやった場合同様な英会話にしろ何にしろ、同様なこれからどうしようかなと一遍で返事が来たときに判定が出来ない。議員がおっしゃるようにAIでも入れないとなかなか難しいというところがあると思いますが、高森町ははいと言わずに、別に先生とリアルタイムで、このタイピングでチャット、つまりスカイプだったりzoomだったり、いろんなところで子供たちがタイピングで両手で打てる技術、これは日本のトップだと思いますので、そこも活用していきながら、またそういう今回のこの6番の提案事業も中学2年生まで議会の皆さんが承認していただけるのであれば、一緒に出来るというような方向性で出来る環境があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それともう1点です。予算書に戻っていただきたいと思ひます。22ページをお開きください。これは私が御説明を直接させていただきます。第7款の土木費の委託料で2項、2目の道路新設改良費、西原・日の尾峠線開通式委託料です。これは当初予算で120万円議会に認めていただいて、さらに追加というところでございます。

追加する理由はたった一つしかございませぬ。高森町の常識と高森町のメンツと。それと、しっかり九州北部豪雨災害の最後の事業でございますので、これを以って平成24年の九州北部豪雨災害の復旧工事が全て完成したわけでございます。当町のみならず、お隣の南

阿蘇村だったり阿蘇市だったり、県内の自治体、災害救助法であったり、激甚指定を受けた災害の復旧の工事に関しましては、終わった時にはやはり先ほど私が申し上げますように、国土交通省の関係者の皆様、そして何よりも熊本県知事、そして熊本県の皆さんをご招待して、こういうふうに事業が全て終わりましたというところを、大半の自治体が開通式というのをやっておるところでございます。地元の2名の議員の皆様、当然住民の皆様の声がこの工事が始まったときからお聞きになられているというふうに思っております。平成24年の九州北部豪雨災害で、蒲島郁夫元熊本県知事は、7月12日に発生して14日に災害救助法を認定していただきました。これは非常に大きなことでございます。なぜ大きいか、上色見地域の皆様、災害見舞金として床上浸水、床下浸水1件5万円及び3万円、地区に3万円、そしてさらに知事の災害救助認定が2日目だったということももちまして、激甚災害指定の指定も大変早かったわけでございます。激甚指定になって、被災者生活再建支援法適用が高森町には適用なされたところでございます。

それと同時に、激甚災害特別事業がそのあと行われました。平成5年ぐらいに高森町役場に関与されていた方、もしくは議会の皆さん御存じだと思いますが、小七河原の堰堤の工事だったり等は予算がついておりませんでした。これを知事がまず2日目に災害救助法を認めていただいた、そして激甚災害指定に指定された、そして被災者生活再建支援法の適用を受けた。そのことによって約50カ所の県の工事、これは県の工事でございます。国直轄の工事が含まれておりません。これが終わったわけでございます。そして、最後に終わったのが、高森町が防災道路として新設をお願いいたしました、社会資本整備交付金でお願いをいたしました西原前原線でございます。当然コロナ対策の中で、議会から委員会でもいろいろ御意見があったというふうにお聞きいたしておりますが、高森町の常識、高森町のメンツ、そしてしっかりお世話になった熊本県に対して、そして国に対して、しっかりした形でこうやって全て24年の災害は終了しましたと。これから道路なり、堰堤なりを使ってしっかり住民の安心安全を担保していけるような町づくりに励んでいきますという、一つのキックオフになる式だと思っております。

通常約1,000万近いお金を計上してやる自治体もございますが、当町は当初予算で



120万円でした。それに大体プラスしてカタログだったり、そういう九州北部豪雨災害の流れだったり、そういうパンフレットも作らなければいけないでしょう。コロナ対策のもとで地元の方、そして知事も含めて多くのお世話になった人が集まるというのはなかなか難しいかと思えます。しかしながら、何かの形できちっとしたこの式を行って、熊本県そして国、そして関与していただいた、そして地権者の皆様にお礼を申し上げるためにも、これはしっかり行わなければならないと町長として判断をいたしておりますので、議会の皆様に御賛同御協力をお願い申し上げます。これを以って議会の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 地方創生推進交付金事業、これについてお尋ねします。サイクルツーリズムの創出による観光客増加と地域のにぎわいづくりを目指します。この中に事業の目的として、イベントの実施、下2段目、高森町及び鉄道沿線地域のにぎわいづくりを目指すというふうに書かれております。ここで一つ質問なのが、鉄道沿線地域というのが高森町及び南阿蘇村、ここが全部絡んでいるのかという、この計画の中に。これをまず先に質問したいと思います。お願いします。

○議長(後藤三治君) 政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん) 後藤議員の質問にお答えさせていただきます。こちらのほうは沿線地域っていうところも含めてありますので、そちらのほうも入ってきます。構成メンバーとしては、高森町、高森町観光協会、株式会社南阿蘇鉄道、肥後銀行、熊本DMCとなっております。以上です。

○議長(後藤三治君) 1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 答弁ありがとうございました。でしたら、例えば南阿蘇村とは何もその協議がないまま、例えば南阿蘇村にある駅にとめて回収するとか、そういうレンタサイクル事業も含んでるっていうことで理解したらいいのか。あと、そのマウンテンバイクのコースをつくるのは多分町の中のどこかを使って、例えば九十九曲がりでもいいんでしょうし、使うような形でいろいろ

ろ考えられるんですけども、沿線地域となれば当然南阿蘇村っていうところも入ってきますから、そこがきちっとその行政間で話が出来ているかどうかというのがちょっとこの書き方では分からなかったので、出来ればやはりお互いにやれるところはやるってところで話し合いをした中で進めていっていただくのが一番効果があるのではないかとということと、やはりその乗り捨てが出来ないってなれば、当然南阿蘇村において返ってくるっていう形のパターンも考えられるわけであって、そこは少なくともきちっと先に話が出来ていなければ勝手に置いてるっていうような形にもなりかねない。そこは南鉄の駅ってところで南阿蘇鉄道が管理するといふのもいいんですけども、基本的にたしか南阿蘇鉄道の南阿蘇村にある駅は行政管理だったと思いますので、そこの南阿蘇村の行政と南阿蘇鉄道とこの団体がきちっとそういう使われ方っていうのを協議していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。自席からお願いします。

○政策推進課長(今吉輝子さん)自席から失礼いたします。コロナの状況でかなりちょっと事業の見直しのほうも行っております。イベント等も含めましてちょっと難しいかなということもございますので、そのあたりはまた協議を進めながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)今吉課長が経緯を御報告されたと思いますが、そもそも県主導の事業です。県と民間の熊本DMC、肥後銀行さん。阿蘇全体でやりたいということで、各自治体別でこのサイクリングのツーリズムの計画をされております。南阿蘇村と高森は当然南阿蘇鉄道の復旧に向かってっていう肩書がどんと付きますが、最終的には阿蘇全体を阿蘇市、南小国、小国、産山もだと思いますが、そういう事業に持っていきたいというところがございます。高森町といたしましては、なぜ南阿蘇村と協議をやってないかというところですが、間に熊本DMCと肥後銀行さんが入っておりまして、まずそれぞれで協議してる段階でコロナウイルスが発生したと。しかしながらやはり、復興を見据えてこれは進めなければいけないということですので、中身が大幅に変わる可能性もあると。ただし現時点では、各自治体議会にお願いをして、予算を確保して、変更になるとときには議会に説明するということで、この事

業を今回提案させていただきました。先ほど説明のときも申し上げましたように、国と県の交付金が入りますので、時期的に今回の議会で承認をいただけないと、高森町だけ進まないというわけにもいきませんので、そういうところがございます。詳細については、委員会等で御説明があるかというふうに思っております。以上です。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)私も観光協会長を長いことお受けしておりましたので、南阿蘇鉄道の例えば車による、バスによる、公共機関による2次交通という部分と、そういう自転車を使った楽しみながらという交通、これはぜひとも必要だということは常日頃言ってきたつもりなので、ぜひともこれはしていただきたいと私個人的には思います。ただ、どうしても私も他の自治体の例えば観光協会とか団体とかを見ておりますところ、例えばコギダスとかもう先行して出来ている団体があるんですね、自転車で。だからそういうところとのやはり共通いわゆる利用度の共有をもって、阿蘇全体が最終的に楽しめるような仕組み、仕掛けというのをきちとつくり上げていただけたらというお願いです。そういうふうに多分なっていくと、今の話ではなと思うんですけども、何分高森が何も無いのに他の例えば組織や団体に向かってやるっていうのもなかなか相手も聞きづらいところはあろうかと思えますから、ぜひともきちとつくり上げていただいて、対等な立場で阿蘇全体を盛り上げようというような基本づくりをきちとしていただけたらと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)2番、津留智幸君。

○2番(津留智幸君)2番、津留です。予算書の22ページ、土木費、道路橋梁費の道路維持費の12節委託料で、高森町管内道路再編計画委託料650万円の減となっております。これは、再編計画が先延ばしになったと理解してよろしいのでしょうか。

○議長(後藤三治君)建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)2番、津留議員の御質問にお答えいたします。この650万円の減額につきましては、3月の定例議会におきまして、令和2年度高森町一般会計予算において予算を計上し、御決定いただいたところでございますけれども、今回抽出いたしました候補路線、これについて当初は交通量調査をしようという計画でございました。しかし、実際に交通量

を調査しようとした場合、繁忙期や閑散期で交通量の格差が発生し、正確な交通量の把握が困難と考えられるとともに、調査日の設定も同様に困難と判断しまして、交通量を確認する手段を駐在員さんへのヒアリングというふうに変えたほうがより正確な情報が得られるということで、見送るとかそういったことではございません。実際本年度までに再編計画をしまして、また議会のほうにも御報告をしたいと思っております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番、佐伯です。せっかく1番の後藤議員のほうからサイクルツーリズムについての御質問がありましたので、執行部側のほうに要望と申しますか、お願いをさせていただきますと思います。今日みたいに非常に気持ちのいい晴れ間、自転車が1番だと思います。火山灰も降りませんしね。いいことだと思うんですが、ただやはり先般からあったように、高齢者による交通事故、結構身近なものになってきております。当然、自転車の走行域について、一般道路の場合については、道路交通法上はほぼ人が歩く歩道は自転車は走れないから車道を走りなさいということなんです、道路の国道あたりの縁石の縁を皆さん方よく見られるとわかるんですが、これも、恐らく今日町長が補正の中でも説明されました道路の清掃車、これが今から先は必要になってくると思うんですよ。要するに、自転車をなるべく車に邪魔にならないように走るためには、国道部分についても、県道部分についても、縁石の付近を走らなければならない。そうすると草も生えてるし、火山灰も現状堆積をしております。そういうところというのは雨が降った後というのはよく滑ります。ですから、やはりそういう整備も今から先この調査をされて事業計画をされていくと思うんですが、その辺についても十分検証をされて、もし国道走る場合については、今後そのあたりについてどちらが整備を見られるのか、また町道についてはどのように自転車が走る区域と車が走る区域と人が歩く区域を分別されるのか。そのあたりについても十分検討されていかれないと高齢者の運転手が増えている高森町において、観光でお客さんが来られて自転車で周遊される部分についてはよろしいことだと思うんですが、ただ車の運転をされておる人たちからしたときに、事故によっていろんな心配をされる。そういうことがないようにしたいと思っております。今はある程度LEDで夜も明るくなっておりますが、昔は無灯火で、ぱーっと来て後

ろからはねられた人もいらっしゃる。要するに歩いても危ないんですね。そういうふうな状況でもあります。自転車事故も多発しとる中でありますから、そういうことにも十分気を配られて、今後のサイクルツーリズムの創出については検討していただきたい。当然地元の方たちも色々と検討する協議会や委員会等に入られると思いますから、意見等を参考にさせていただきたいと思いますので、その辺を注文としてさせていただいております。以上です。

○議長(後藤三治君)10番議員只今もう答弁必要ありませんか、要望ということで。ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第44号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第45号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第30、議案第45号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○議長(後藤三治君)議案第45号で御提案いたしました令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。補正予算の主なものは、人事異動に伴う給与等の減額と新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の予算措置及び国保ヘルスアップ事業費補助額の上限引き上げに伴う交付金の増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を得る必要がありましたので、提案させていただきます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に214万4,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,273万4,000円としました。歳入歳出の主なものについて御説明

申し上げます。6ページをお開きください。第6款県支出金、第1目保険給付費等交付金、第2節特別交付金といたしまして、国保ヘルスアップ事業拡大分及び傷病手当金に係る国の財政支援措置分として391万2,000円を増額しております。

次に7ページの歳出について説明いたします。第2款保険給付費、第1目の傷病手当金については、100万円を新たに計上しております。この傷病手当金については、全額国の財政支援措置対象となります。第6款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費については、国保ヘルスアップ事業の補助上限額の引き上げに伴う事業拡大で、AIを活用した検診受診勧奨を行う委託料などで385万1,000円を増額しております。最終的に8ページの第10款予備費で財源組み替え等の収支の調整を行っております。以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第45号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第46号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第31、議案第46号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第46号で御提案いたしました令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。補正予算の主なものは、人事異動に伴う給与費等の増額について、地方自治法第218条第1項の規定によ

り、補正予算の議決を得る必要がありましたので、御提案させていただくものでございます。1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に107万9,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1124万1,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第5款諸収入、第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の委託費として、後期高齢者医療広域連合から全額交付されるもので、対象となる職員の人件費について人事異動に伴う給与費等を107万9,000円増額しております。次に7ページの歳出につきましても、歳入と同額分を第1款総務費、第1目一般管理費の給与費等に増額しております。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第46号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第32 議案第47号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第32、議案第47号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長。岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第47号で御提案いたしました令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。補正予算の主なものは、65歳以上の介護保険第1号被保険者の低所得者軽減強化によりまして、介護保険料の減収分等について一般会計から繰り入れるため、地方自治法第218条第1項の規定によ

り、補正予算の議決を得る必要がありましたので、御提案させていただくものでございます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に43万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ10億2,781万9,000円といたしました。歳入歳出を行うものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。歳入予算です。第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料、第1節現年分につきましては、低所得者軽減強化で保険者の負担割合が引き下げられることにより発生する保険料の減収分といたしまして、766万7,000円を減額しております。第6款繰入金、第4目その他一般会計繰入金につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費等の増額分及び低所得者軽減強化による国、県の公費負担に加えて、町の負担分4分の1を加算した合計額で810万6,000円を増額いたしております。

次に、7ページの歳出におきましては、第1款総務費、第1目一般管理費において、人事異動に伴う職員給与費等の増額と、第8款予備費において収支の調整を行っております。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第47号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第33 議案第48号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第33、議案第48号、令和2年度高森町簡易水道事業特別会



計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)議案第48号で御提案いたしました令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。今回の補正は予算の組み替えによるもので、歳入歳出予算の総数の増減はありません。歳出について御説明申し上げます。6ページをお開きください。水道費の1目一般管理費におきまして、第10節修繕料を605万円減額し、14節工事請負費に同額を増額しております。これは当初予算におきまして、送水ポンプのオーバーホールの修繕料での対応とし、極力諸経費を抑えたところでの見積もりを徴したところでありましたが、県と協議した結果、工事請負費が適正な起債対象として望ましいことから工事請負費で予算を組み替えし、工事を発注する計画であります。以上今回提案しております補正予算について、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第48号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第34 議案第49号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第34、議案第49号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)議案第49号で御提案いたしました令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。1ページをお開きください。今回の補正は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,259万5,000円とするものであります。6ページをお開きください。まず歳入について御説明申し上げます。繰入金、第1目基金繰入金につきましては、基金のうちの修繕対応分1,322万2,896円を取り崩しまして、財源とするものでございます。次に歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。修繕料500万円を計上しております。これは経年劣化による別所池の坊ヶ平水系の可とう管の交換、それから芝原水系宮谷調整池及び別所水系車調整池のテレメーターの故障に伴う交換、車系のポンプ修繕を増額計上しております。以上今回提案しております補正予算についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第49号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第35 休会の件について

○議長(後藤三治君)日程第35、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。6月24日25日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、6月24日25日は休会とすることに決定

しました。なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長(後藤三治君)以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れでございました。

-----○-----

散会 午後3時13分